

和歌山県水土里情報システム 利用基準

和歌山県水土里情報活用推進協議会

水土里情報システム利用基準

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 基本要件	1
4 著作権等	1
第2章 利用	2
5 利用手続き	2
6 利用	3
7 利用機関の義務	3
8 協議会の義務	
9 個人情報の取扱い	6
10 利用料金	
11 損害賠償等	6
第3章 その他	6
12 協議	7
13 遵守	7

和歌山県水土里情報システム利用基準

第1章 総則

1 目的

この和歌山県水土里情報システム利用基準は、和歌山県水土里情報システム運用管理規程（以下、「規程」という。）に基づき、水土里情報システムの利用に必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の定義は、規程に定める用語の定義によるほか、以下の定めによるものとする。

- (1) 管理責任者とは、本システムの運用管理を統括するために置く事務局の職員で、和土連の技術情報課長とする。
- (2) 利用機関責任者とは、利用機関における利用を統括するために置く利用機関の職員で、各利用機関で定めるものとする。
- (3) 担当者とは、協議会が本システムの利用について承諾した利用機関に所属する職員とする。
- (4) 利用機関の設備とは、本システムを利用するために利用機関が設置するコンピュータ、その他の機器およびソフトウェアをいう。

3 基本要件

本システムの利用における基本要件については、以下の定めによるものとする。

3-1 機密性

管理責任者は、本システムに保存されているデータについて、利用機関以外の利用を禁止するものとする。これには、本システムからの電子媒体および紙媒体による利用機関以外への流出の防止を含むものとする。ただし、利用機関が本システムから出力し、電子媒体または紙媒体に記録したデータについては、利用機関の責任において管理するものとする。

3-2 完全性

利用機関責任者は、本システムに保存されているデータを、改ざん、き損、滅失から防御するとともに、改ざん、き損、滅失が生じた場合には、速やかに元の状態に修復するものとする。

4 著作権等

本システムにおける著作権等の権利については、以下のとおりとする。

- (1) 本システムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、和土連が許諾を得ている第三者が有するものとする。
- (2) 本システムに登録されているデータの著作権および工業所有権等の知的財産権その他の権利、権限は、協議会が許諾を得ている第三者が有し、利用機関または利用者に移転されない

ものとする。ただし、利用者が本システムを利用して自らが登録、あるいは、和土連に委託して登録された利用機関のデータについてはこの限りではない。なお、印刷物、複製物および二次著作権等については、当事者間で協議の上決定するものとする。

第2章 利用

5 利用手続き

本システムの利用に係わる利用機関における必要な手続きについては、以下の定めによるものとする。

5-1 利用機関の手続き

- (1) 利用機関と協議会は、利用契約を締結するものとする。
- (2) 利用機関は、利用機関等の登録手順に基づき、協議会に利用機関、利用機関責任者および担当者の登録の申請を行うものとする。
- (3) 利用機関は、その名称または商号、事務所あるいは事業所等の所在または住所、連絡先その他利用機関に係わる事項に変更があるときは、利用機関等の登録手順に基づき、速やかに協議会に変更の申請を行うものとする。
- (4) 利用機関は、利用機関責任者および担当者に変更が生じた場合には、利用機関等の登録手順に基づき、速やかに協議会に変更の申請を行うものとする。
- (5) 利用機関は他機関のデータを利用する場合、市町村データの使用申請手順に基づき、協議会に市町村データの使用の申請を行うものとする。
- (6) 利用機関は、本システム導入後、動作確認を行い、速やかに本システム受領書を協議会に提出するものとする。
- (7) 利用機関担当者は、「5-1 事務局の手続き」の(6)により通知された問合せ方法等に基づき、本システムの利用に係わる問い合わせを行うことができるものとする。

5-2 利用期間

利用期間については、利用契約において別途定めるものとする。

5-3 利用機関からの利用契約の解除

利用機関からの利用契約の解除については、利用契約において別途定めるものとする。

5-4 協議会からの利用契約の解除

協議会は、利用機関が以下に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合には、利用機関への事前の通知または催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- 通知内容に虚偽記入または記入漏れがあった場合。
- 利用契約に違反し、管理責任者がかかる違反の是正催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
- 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合。

5-5 本システムの廃止

利用機関は、協議会が本システムの全部または一部を廃止する場合には、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解除することができるものとする。

5-6 利用契約終了後の義務

利用機関責任者は、利用契約が終了した場合には、本システムの利用にあたり管理責任者から提供を受けた本システムに係わる一切の資料等（当該資料等の全部または一部の複製物を含む。）を利用契約終了後直ちに管理責任者に返還し、本システムに利用機関が登録したデータについては、利用機関責任者の責任において消去するものとする。

6 利用

本システムの利用については、以下の定めによるものとする。

6-1 利用規則

利用機関は、以下に定める事項を承諾の上、本システムを利用するものとする。

- 「12-2 免責」の(1)に定める場合を含め、本システムの利用にあたり協議会に起因しない不具合が生じる場合があること。
- 協議会は、協議会に起因しない本システムの不具合については、一切その責任を負わないこと。
- 本システムの利用に関する問い合わせ対応は、原則メールまたは FAX で行うこと。

6-2 バックアップ

本システムに登録されているデータは、管理責任者が利用機関導入時の、データ保存・管理を行うものとする。また、本システムに係る障害・事故等が発生しデータが破損した場合には、当該データを利用機関導入時のデータに戻すものとする。

利用機関責任者は、利用機関の登録データを保持するために定期的にバックアップを行うものとする。

6-3 一時的な中断および利用停止

- (1) 管理責任者は、利用機関が「5-4 協議会からの利用契約の解除」により利用契約の全部または一部が解除された場合、その他利用契約に違反した場合には、利用機関責任者への事前の通知または催告を要することなく本システムの全部または一部の利用を中止することができるものとする。
- (2) 事務局は、(1)により、利用機関が本システムを利用できなかったことに関して、利用機関またはその他第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

7 利用機関の義務

本システムの利用にあたり利用機関が負う義務については、以下の定めによるものとする。

7-1 自己責任の原則

- (1) 利用機関は、本システムの利用にともない、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。
- (2) 本システムを利用して利用機関が提供する情報（二次著作物および印刷物を含む。以下、同様とする。）は、利用機関の責任において提供されるものであり、協議会はその内容について

ていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。

(3) 利用機関は、本システムの利用にあたって、以下に定める全ての事項に同意するものとする。

- 利用機関は、本システムの利用を利用機関自らの利用とみなされることを承諾し、かかる利用につき一切の責任を負うものとする。
- 利用機関は、規程、この基準および利用契約の全事項を承諾し、遵守し、法的に拘束されるものとする。
- 本システムに格納されているソフトウェアは、現存するままの状態を提供されるものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むいかなる明示または黙示の保証責任も適用されないものとする。
- 本システムを動作させたことに起因して、利用機関が所有するソフトウェア、データ等が破壊されるなどして、利用機関が被った一切の損害については、利用機関が自らの責任において処理するものとする。
- 本システムに関して、第三者の工業所有権、著作権、その他の権利を侵害したという理由に基づいて、第三者から損害賠償などの請求がなされた場合であっても、利用機関が自らの責任において処置するものとする。
- 本システムの利用、または利用不能によって発生する損害および本システムに含まれるデータに関して発生する損害に対する責任は、いかなる場合においても協議会は一切負わないものとする。

(4) 利用機関が故意または過失により協議会に損害を与えた場合には、協議会に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

(5) 協議会は、利用機関が「5-1 利用機関の手続き」の定めによる申請を怠ったことにより、利用機関が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合にあっては、一切の責任を負わないものとする。

7-2 連絡・確認体制

本システムの利用に関する利用機関および協議会との連絡・確認等は、原則として利用機関責任者を通して行うものとする。

7-3 利用機関の設備設定・維持

- (1) 利用機関は、自己の責任において、利用契約において、利用機関の設備を設定し、利用機関の設備および本システムを利用するための環境を維持するものとする。
- (2) 協議会は、(1)による利用機関の設備設定・維持に不具合がある場合には、当該利用機関に本システムの利用を提供する義務を負わないものとする。

7-4 禁止事項

- (1) 利用機関は、本システムの利用に関して、以下に定めるすべての行為を行わないものとする。
 - 協議会または第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為。

- 利用機関が入居する建物内以外の場所で利用する行為。ただし、現地調査用モバイルパソコンは除く。
 - 本システムの利用内容や本システムにより利用しうる情報を業務目的以外で改ざんまたは消去する行為。
 - 第三者に本システムを利用させる行為。
 - 法令もしくは公序良俗に違反し、協議会もしくは第三者に不利益を与える行為。
 - 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - 詐欺等の犯罪に結びつく、またはその恐れのある行為。
 - 第三者になりすまして本システムを利用する行為。
 - ウィルス等有害なコンピュータプログラム等を掲載する行為。
 - 第三者の設備における本システムの利用、あるいは本システムの運用管理に支障を与える行為もしくはその恐れのある行為。
 - 本システムの全部または一部に対する、解析または編集可能な形に変換する行為。
 - 本システムの改変ソフトウェア（本システムの全部または一部を翻訳、翻案、修正、合成もしくは改変したソフトウェアをいう。）を作成、使用、複製、または配布する行為。
 - 本システムの誤動作、処理遅延または停止を誘発するような行為。
 - 本システムおよび本システムに登録されているデータ等を、業務以外の目的で利用、他者に開示、提供、または販売目的のために他の製品と合わせて配布、あるいは対価を得て販売する行為。
- (2) 利用機関責任者は、(1)に定める行為のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合には、直ちに協議会に通知するものとする。
- (3) 管理責任者は、本システムの利用に関して、利用者の行為が(1)に定める行為のいずれかに該当するものであること、協議会が提供した情報が(1)に定める行為のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合には、事前に利用機関責任者に通知することなく、本システムの全部または一部の利用を一時停止することができるものとする。

7-5 研修の受講

利用機関は、協議会が利用開始時に実施する本システムの利用方法等に係わる研修を利用機関責任者および利用者に受講させるものとする。

8 協議会の義務

本システムの利用における協議会が負う義務については、以下の定めによるものとする。

- (1) 管理責任者は、本システムにおけるシステム障害等の状況およびその対応状況について必要に応じて、利用機関責任者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- (2) 利用機関責任者および管理責任者は、(1)の定めによるほか、本システムにおいて、システム障害等が発生した場合には、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議の上、各自の行

うべき対応措置を決定し、その対応措置を実施するものとする。

- (3) 協議会は、利用機関の行為または利用機関が利用する情報の監視を行う義務を負わないものとする。

9 個人情報の取扱い

- (1) 協議会は本システムにおいて、個人情報は取扱わないものとし、利用機関の責任において利用機関が個人情報の登録を行うものとする。
- (2) 利用機関は、他の利用機関の承諾を得て当該利用機関の個人情報を利用する場合には、個人情報の秘密保持の義務を負うものとする。
- (3) 個人情報の取扱いは、利用期間終了後も有効に存続するものとする。

10 利用料金

本システムの利用料金は、利用契約において利用機関ごとに別途定めるものとする。

11 損害賠償等

本システムの利用における損害賠償等については、以下の定めによるものとする。

11-1 損害賠償等

協議会が利用機関に対して負う損害賠償責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本システムの利用または利用契約に関して、協議会の責に帰すべき事由、あるいは協議会が利用契約に違反したことが直接の原因で利用機関に現実に発生した通常の損害に限定されるものとする。なお、協議会の責に帰することができない事由から生じた損害、あるいは協議会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、滅失利益については、協議会は、賠償責任を負わないものとする。

11-2 免責

- (1) 本システムの利用または利用契約に関して協議会が負う責任は、事由の如何を問わず「11-1 損害賠償等」の範囲に限られるものとし、協議会は、以下に定める事由により利用機関に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。
 - 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による損害。
 - 利用機関の設備の障害による損害。
 - 協議会が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトウェアについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本システムへの侵入による損害。
 - 利用機関が、利用契約および協議会が定める本システムの操作、利用手順等を遵守しなかったことに起因して発生した損害。
 - 本システム以外のソフトウェア（OS 等）およびデータベースに含まれるデータ内容に起因して発生した損害。

- 協議会の責に帰すべからざる事由による納品物の運送途中での紛失等の事故による損害。
 - その他協議会の責に帰すべからざる事由による損害。
- (2) 協議会は、本システムの利用により利用機関と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

第3章 その他

12 協議

この基準に定めのない事項および定めた項目について疑義が生じた場合には、協議会において、その解決にあたるものとする。

13 遵守

管理責任者、利用機関責任者は、規程、この基準および手順等を遵守するものとする。

この基準は、平成24年5月8日より施行する。